

岐阜県公報

号外(5) 令和三年三月三十一日

目次

規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(環境企画課)	二 ^{ページ}
岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物対策課)	六
岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環境管理課)	七
岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	(県民生活課)	九
岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	(文化伝承課)	九
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(労働雇用課)	九
岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部改正	(廃棄物対策課)	一〇

告示

岐阜県議会請願等取扱規程の一部改正

(議会事務局議事調査課)

規 則

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百二十八号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「ウ、」を「ウ、」と改定する。

第十七条第一号ロ及びハ中「」を「」と改定する。

別記第一号様式中「」を「」に改定し、「進捗状況」を「進捗状況」と改定し、同様式備考第三号中「まつ消」を「抹消」と改定する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「」を「」と改定する。

別記第四号様式中「」を「」と改定し、「第20条第3項第7号第26条」を「第20条第3項第8号・第26条」と改定し、「第20条第3項第7号の」を「第20条第3項第8号の」と改定する。

別記第五号様式中「」を「」と改定する。

別記第六号様式中「」を「」に改定し、「同様式備考第六号中「第8号様式」を「別記第8号様式」と改定する。

別記第七号様式中「」を「」に改定し、「同様式備考第六号中「記載を」を「、記載を」と改定し、同様式備考第六号中「使用」を「使用し、」と改定する。

別記第九号様式中「」を「」に改定し、「同様式備考第六号中「第8号様式」を「別記第8号様式」と改定する。

別記第十号様式から別記第十二号様式までの規則中「」を「」と改定する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百二十九号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十項中「ウ、」を「ウ、」と改定する。

別記第一号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定し、「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第二号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第三号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第四号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第五号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第六号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第七号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第八号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第九号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第十号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第十一号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

別記第十二号様式中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び（記名押印又は署名）」と改定する。

<p>「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>別記第二十五号様式中「(記名押印又は署名)」を記す</p>	<p>「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p>	<p>「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p>
<p>「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p>	<p>「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p>	<p>「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p> <p>「法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに代表者の住所並びに氏名」</p>

の氏名
の署名)
では、団体の名称
に氏名
の署名)
を
「法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名
法人以外の団体にあっては、団体の名称
並びに代表者の住所及び氏名
」
に改め、同様

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五百二十号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一号「別記様式第一号の二及び別記様式第一号の四中「印」を削る。
 - 別記様式第一号の五中「印」を削り、「別添」を「別添」に改める。
 - 別記様式第二号から別記様式第五号まで（別記様式第五号備考を除く。）の規定中「印」を削る。
 - 別記様式第六号（備考を除く。）中「印」を削り、「変更後の処理工程図」を「変更後の処理工程図」に改める。
 - 別記様式第七号（備考を除く。）及び別記様式第十号から別記様式第十二号までの規定中「印」を削る。
- 附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五百三十一号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載事項」を「記入事項」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、第六号を第五号とする。
- 別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式記入上の留意事項第二号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第六号中「変更」を「変更」に、「記載する」を「記入する」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第五号とする。
- 別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を「記入事項」に改め、同様式記入上の留意事項第四号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第六号を削り、第七号を第六号とする。
- 別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式記入上の留意事項第二号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削る。

別記様式第六号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記録事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削る。

別記様式第七号中「㉑」を削り、「10に」を「10までに」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、同様式記入上の留意事項第六号中「記載された」を「記入された」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第五号とし、同様式記入上の留意事項第七号中「、電話番号」を「及び電話番号」に、「記載する」を「記入する」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第十号とする。

別記様式第八号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第六号を削る。

別記様式第九号中「㉑」を削り、「10に」を「10までに」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、同様式記入上の留意事項第六号中「記載された」を「記入された」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第五号とし、同様式記入上の留意事項第七号中「、電話番号」を「及び電話番号」に、「記載する」を「記入する」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第十号とする。

別記様式第十号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第六号を削る。

別記様式第十一号中「㉑」を削り、「10に」を「10までに」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、同様式記入上の留意事項第六号中

「記載された」を「記入された」に改め、同号を記入上の留意事項第五号とし、同様式記入上の留意事項第七号中「、電話番号又は押印がないもの」を削り、同号を同様式記入上の留意事項第六号とし、同様式記入上の留意事項第八号中「、電話番号」を「及び電話番号」に、「記載する」を「記入する」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第七号とする。

別記様式第十二号中「㉑」を削り、「11に」を「11までに」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削る。

別記様式第十三号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第二号中「明瞭に記載する」を「、明瞭に記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第四号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第六号を削る。

別記様式第十四号中「㉑」を削り、「10に」を「10までに」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載する」を「記入する」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県公書防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百三十二号

岐阜県公書防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公書防止条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改定する。

別記様式一号様式中「㉑」を削り、同様式備考第二号中「又は」を「、又は」に改め、

同様式備考第三号中「録録」を「録字」に改め、同様式備考第四号を削る。

別記第一号様式の二中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。

別記第二号様式中「印」を削り、同様式備考第五号を削り、同様式別紙一備考第三号中「井堀寸法」を「井堀寸法」に改め、同様式別紙二備考第一号中「あたった」を「正たつて」に改める。

別記第三号様式中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。

別記第四号様式中「印」を削り、同様式備考第四号を削る。

別記第五号様式中「印」を削り、同様式備考第四号を削る。

別記第六号様式中「印」を削り、同様式備考第六号を削り、同様式別紙二の二中「やり」を「から」に、「よつて」を「よつて」に「及び生成量」を「生成量及び」に改める。

別記第七号様式中「印」を削り、同様式備考第五号を削る。

別記第八号様式中「印」を削り、同様式備考第五号を削る。

別記第九号様式中「印」を削り、同様式備考第五号を削る。

別記第十号様式中「印」を削り、同様式備考第四号を削る。

別記第十一号様式中「印」を削り、同様式備考第三号中「てきる」を「てきる」に改め、同様式備考第六号を削る。

別記第十一号様式の二中「印」を削り、同様式備考第七号を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百三十三号

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則（平成七年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式から別記第十五号様式まで

（別記第十二号様式注を除く。）及び別記第十七号様式から別記第二十一号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百三十四号

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県温泉法施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式まで（別記第一号様式注及び別記第二号様式注を除く。）の規定中「印」を削る。

別記第六号様式（同様式注を除く。）中「印」を削り、同様式注中「記入」を「記入」に改める。

別記第七号様式（同様式注を除く。）中「印」を削り、同様式注中「記入」を「記入」に改める。

別記第八号様式から別記第十九号様式まで（別記第八号様式注及び別記第九号様式注を除く。）の規定中「印」を削る。

別記第二十号様式中「印」を削り、同様式添付書類第二号中「温泉飲用基準成分」を「温泉飲用基準成分」に改める。

別記第二十一号様式から別記第三十九号様式まで（別記第二十四号様式注、別記第二十五号様式注、別記第二十六号様式注、別記第二十七号様式注及び別記第三十号様式注を除く。）の規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百三十五号

岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（備考を除く）中「㊦」を削り、同様式（別紙三を除く）備考第六号を削る。

別記第二号様式（備考を除く）中「㊦」を削り、同様式備考第三号を削る。

別記第三号様式（備考を除く）中「㊦」を削り、同様式備考第三号を削る。

別記第四号様式（備考を除く）中「㊦」を削り、同様式備考第三号を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百三十六号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則（昭和五十年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「東濃県事務所」を削る。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

別記第四号様式から別記第六号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百三十七号

岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県文化財保護条例施行規則（平成三十一年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式まで及び別記第十一号様式から別記第二十四号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百三十八号

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を「」に改める。

別記第二号様式中「印」を「」に改め、同様式注第一号中「回廊」を「」に改め、同様式注第二号中「終与対称用欄」を「終与対称用欄」に改める。
別記第三号様式及び別記第四号様式中「印」を「」に改める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十九号

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を「」に改める。

別記第二号様式中「印」を「」に改め、同様式注第一号中「回廊」を「」に改め、同様式注第二号中「終与対称用欄」を「終与対称用欄」に改める。
別記第三号様式及び別記第四号様式中「印」を「」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百五十九号

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七百七号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

様式第一号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を削る。

様式第二号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第二号及び第三号中「記載事項」を「記入事項」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、第六号を第五号とし、「いう。」に改める。

様式第三号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第二号中「記載事項」を「記入事項」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、第六号を第五号とし、「いう。」に改める。

様式第四号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、第六号を第五号とし、「いう。」に改める。

様式第五号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載事項」を「記入事項」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削る。

様式第六号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第二号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削り、同様式記入上の留意事項第六号中「変更」を「」に改め、「記載する」を「記入する」に改め、同号を同様式記入上の留意事項第五号とし、「いう。」に改める。

様式第七号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を削る。

様式第八号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第二号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第五号を削る。

様式第九号中「印」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入

上の留意事項第四号を記す。

様式第二十号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第四号を削る。

様式第二十一号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「㉑」を削る。

様式第二十二号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「㉑」を削る。

様式第二十三号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「㉑」を削る。

様式第二十四号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を削る。

様式第二十五号中「㉑」を削り、「理立の」を「理立ての」に改め、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を削る。

様式第二十六号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「地下水等とは」を「地下水等」とし、「㉑」を削り、「総理府厚生省令」を「総理府・厚生省令」に改め、「こと」を削り、同様式記入上の留意事項第三号中「記載」を「記入」に、「覆いとは」を「こと」を削り、同様式記入上の留意事項第三号中「記載」を「記入」に、「覆いとは」を「こと」を削り、「の規定による」を「に規定する」に、「いうこと」を「いう」に、「覆いとは」を「「覆い」とし」と改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載」を「記入」に、「覆いとは」を「こと」を削り、「の規定による」を「に規定する」に、「いうこと」を「いう」に、「覆いとは」を「「覆い」とし」と改め、同様式記入上の留意事項第三号中「記載」を「記入」に、「覆いとは」を「こと」を削り、「の規定による」を「に規定する」に改める。

様式第二十号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「㉑」を削る。

入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を削る。

様式第十八号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号を削る。

様式第十九号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改め、同様式記入上の留意事項第三号中「㉑」を削り、同様式記入上の留意事項第一号中「記載事項」を「記入事項」に、「記載する」を「記入する」に、「記載し」を「記入し」に改める。

附 則
この附則は、令和三年四月一日から施行する。

議 会 告 示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会請願等取扱規程（昭和三十八年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

岐阜県議会議長 森 正 次

第二十条第一号第三号中「記名押印」を「記名を」に改め、同項第四号中「又は記名押印」を削る。

別記第一号様式及び別記第六号様式から別記第九号様式までの規定中「㉑」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社